

# 消防用設備等の保守点検

消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象の関係者(所有者、管理者、占有者)はその設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。



No.4265-ISO9001  
消防用設備等の保守点検



MS  
CM002

ISO9001(消防用設備等法定点検・保守点検業・保全/補修業務)  
2009年5月取得

ISO14001(環境マネジメントシステム)取得に向け計画中

## 【基本理念】

経営者並びに全従業員は、消防・防災設備のトータルプランナーとして、人と暮らしの「安全・安心」をサポートすると共に、昨今の住環境、ひいては都市構造の複雑な変化に対し、当社は幅広いユーザーニーズに応えられるよう日々努力を続けながら、次世代へ続く社会の「安全・安心」を支える総合力を持つ企業として地域貢献を目指します。

## 【具体的取組】

- 物件管理台帳による1件1件の個別管理
- 点検から補修まで、24時間365日のサポート体制
- 防災管理点検、防火対象物点検を含むコンサルティング

点  
検  
の  
流  
れ

①お客様よりご依頼 .....

お客様から点検のご依頼を受けますと、当社営業担当者が対象物件についてお話を伺います。

②点検対象物件の調査 .....

当社消防設備士がお伺いして、対象物件の設備等を調査させていただきます。又は図面等によるお打合せをさせていただきます。

③御見積書の作成 .....

調査結果を基に御見積書を作成します。

④工程表の作成 .....

お客様のご了解を得た後、日程や留意事項等のお打合せをさせていただきます。

⑤点検の実施 .....

点検を実施します。点検の内容は、点検者が点検票に記入していきます。点検票は消防庁告示で様式が定められています。

⑥点検済票(ラベル)の貼付 ...

点検終了後、法令に基づく適正な点検が行われた証として、点検済票(ラベル)が貼付されます。(都道府県消防設備協会による制度)

⑦点検結果報告書の作成 .....

点検終了後、点検票を基に報告書を作成します。報告書は消防庁告示で様式が定められています。

⑧点検結果報告書の提出 .....

作成した点検結果報告書をお客様へ提出致します。

# 消防用設備等の保守点検 Q&A

Q  
消防用設備等の点検はなぜ必要なのですか

A  
いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が必要です。そのためには、設備が正しく機能するかを日頃から定期的に点検し確認する必要があります。

Q  
点検の種類にはどのようなものがありますか

A  
6ヶ月に1回行う点検が  
作動点検  
外観点検  
機能点検  
1年に1回行う点検が  
総合点検  
の4種類です。

Q  
点検は誰がするのですか

A  
消防用設備等の点検を行い、維持管理する責任は建物の関係者(所有者、管理者又は占有者)にあります。また、実際に点検を行うことができるのは、一定の知識、技術を持った専門の資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)が行う必要があります。

Q  
点検をしなかったらどうなるのですか

A  
消防法上では点検をしなかった場合は、拘留または30万円以下の罰金となっています。

Q  
消防署へ報告する必要はありますか

A  
特定防火対象物  
(百貨店・旅館・ホテル・病院・飲食店等)は年に1回、  
非特定防火対象物  
(工場・倉庫・学校・共同住宅・駐車場等)は3年に1回、  
法定点検実施後に報告する必要があります。

## 消火器点検



## 自動火災報知設備点検



## 屋内消火栓設備点検



## 誘導灯設備点検



## 不活性ガス消火設備点検



## スプリンクラー設備点検



お問合せ先

消防・防災設備のトータルプランナー

**内外物産株式会社**

本 社 〒491-0814 一宮市千秋町小山字高砂30番地  
<TEL>0586-76-1481 <FAX>0586-77-4461  
名古屋支店 〒465-0087 名古屋市名東区名東本通5丁目6番地  
<TEL>052-703-0211 <FAX>052-702-2141  
刈谷支店 〒448-0011 刈谷市築地町1丁目1番地19  
<TEL>0566-28-5361 <FAX>0566-28-5360  
春日井支店 〒486-0961 春日井市春日井上ノ町字割畑22-14  
<TEL>090-5600-1691 <FAX>0586-77-4461  
<https://www.naigai-product.co.jp/>